

# マイナンバー通知カードは大切に保管を!

平成27年11月から12月にマイナンバーをお知らせする「通知カード」を郵送しました。生涯、使用するものですので大切に保管してください。

## こんなときはどうするの?

### Q1 通知カードを受け取っていない。



A. 通知カードは平成27年10月5日現在の住民票の住所に郵送しました。郵便物の転送手続きがされている、受取人が不在だったなどで、受け取られなかった通知カードは役場で保管していますので、住民課にお問い合わせください。

### Q2 役場に保管されている通知カードを受け取りたい。



A. 住民課で本人確認をし、同一世帯員の方の通知カードも含めてお渡ししますので、次の身分証明書(原本で有効期限内のもの)をご持参ください。なお、保管期限は平成28年3月末までですので、お早めにお受け取りください。

- ・顔写真付きの公的機関が発行した身分証明書の場合は1点  
例 運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード(顔写真付き)など
- ・顔写真のない公的機関が発行した身分証明書の場合は2点  
例 各種健康保険証、年金手帳、介護保険証、各種年金証書、各種福祉医療費受給者証など

### Q3 今、一緒に住んでいない人の通知カードが届いた。



A. 住所変更をされたご家族がいる場合は、ご本人に新しい住所で通知カードを受け取っているか、ご確認ください。すでに新しい住所で通知カードを受け取っている方、亡くなられた方の通知カードは住民課へ返却をお願いします。

### Q4 住所や氏名を変更した。



A. 町内での転居や戸籍の届出による氏名変更の場合は、通知カードの追記欄(裏面)に変更事項を記載しますので住民課までご持参ください。

他の市区町村へ住所変更された場合は、新しい住所の市区町村窓口へ申し出をしてください。

### Q5 通知カードを紛失、破損した。



A. 住民課で再交付の申請ができます。本人確認できる身分証明書(詳細はQ2をご参照ください)と手数料500円が必要です。